

第3章 災害警戒期の活動

第1節 気象予報警報等の情報収集・伝達

《基本的な考え方》

大阪管区気象台から発表される気象情報や、その他災害情報等を迅速かつ的確に収集・伝達する。

《対策の体系》

気象予報等の情報収集・伝達	1 情報の収集 2 庁内の情報連絡 3 市民への連絡
---------------	----------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
水防情報分析隊	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関すること 2 被害予測・分析等に関すること
水防部庶務隊	1 各隊への連絡に関すること
消防部 水防部避難隊	1 現地での広報活動に関すること
水防部危機管理室	1 府及び関係機関との連絡に関すること。

《対策の展開》

1 情報の収集

(1) 気象予警報等

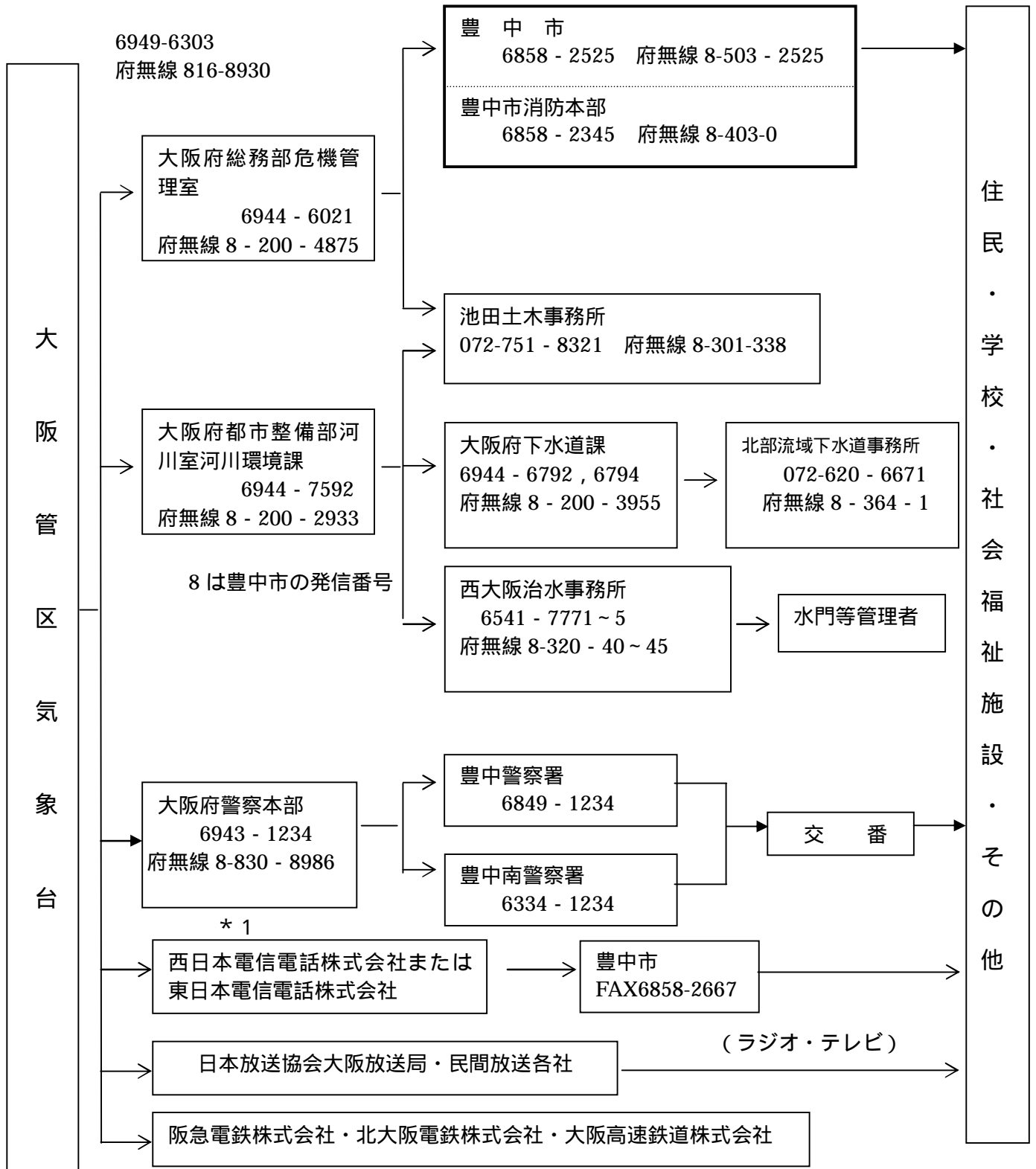
大阪管区気象台は、気象現象等により大阪府域に災害が発生するおそれがある場合は気象業務法に基づき気象、地象、水象等に関する注意報・警報を発表して住民及び関係機関の注意を喚起し、警戒を促す。

また、気象情報として、気象等の予報に係りのある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。

資料：地震応急 - 6 大阪管区気象台が発表する気象予警報等（注意報）

地震応急 - 7 大阪管区気象台が発表する気象予警報等（警報）

【気象予警報等（津波注意報、警報は除く）の伝達系統図】



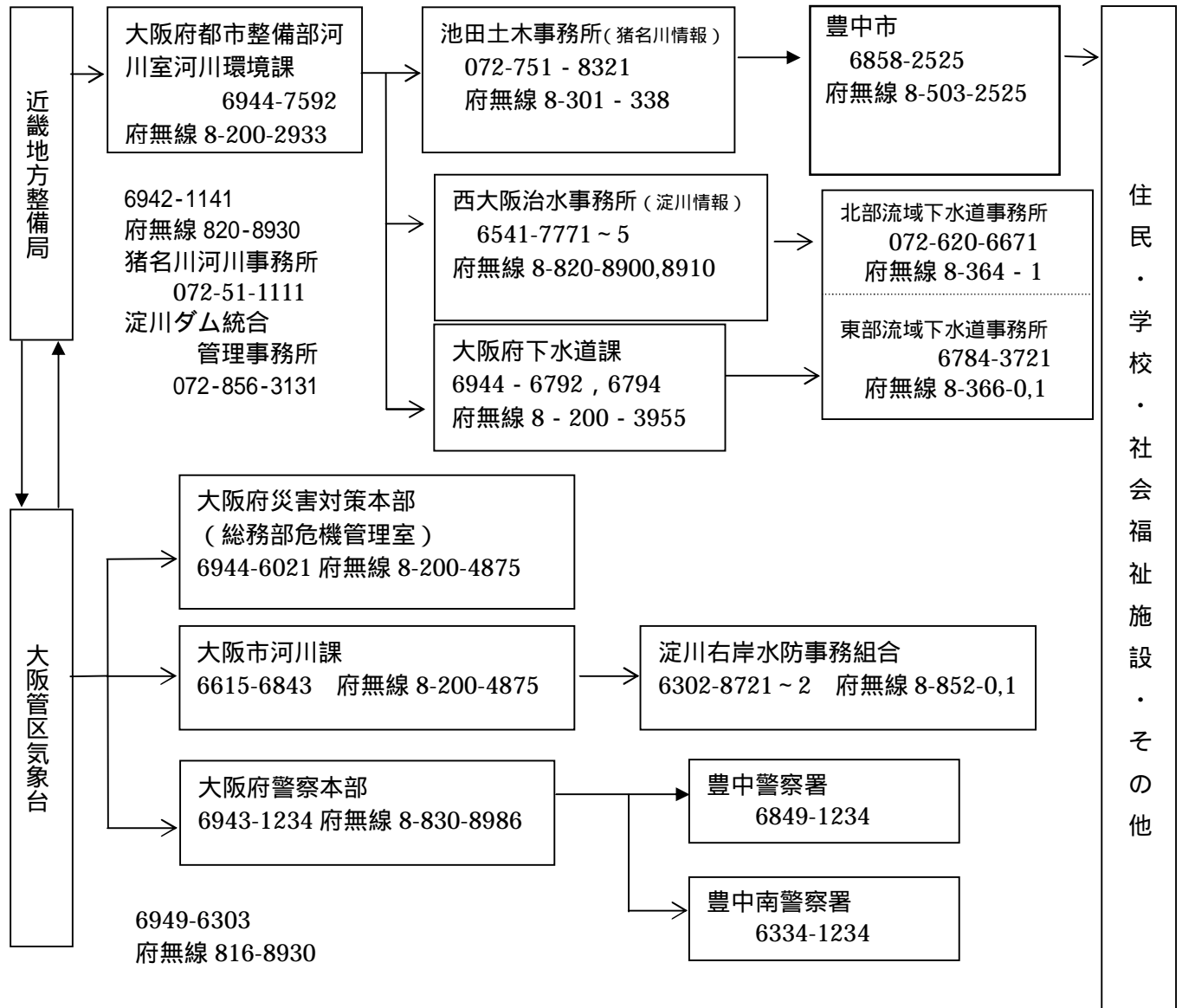
* 1 : 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社からは、気象警報のみ伝達される。

(2) 洪水予報

淀川、猪名川及び神崎川の洪水予報は、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項、第 3 項及び水防法第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項に基づき、大阪管区気象台、近畿地方建設局及び大阪府が共同して発表する

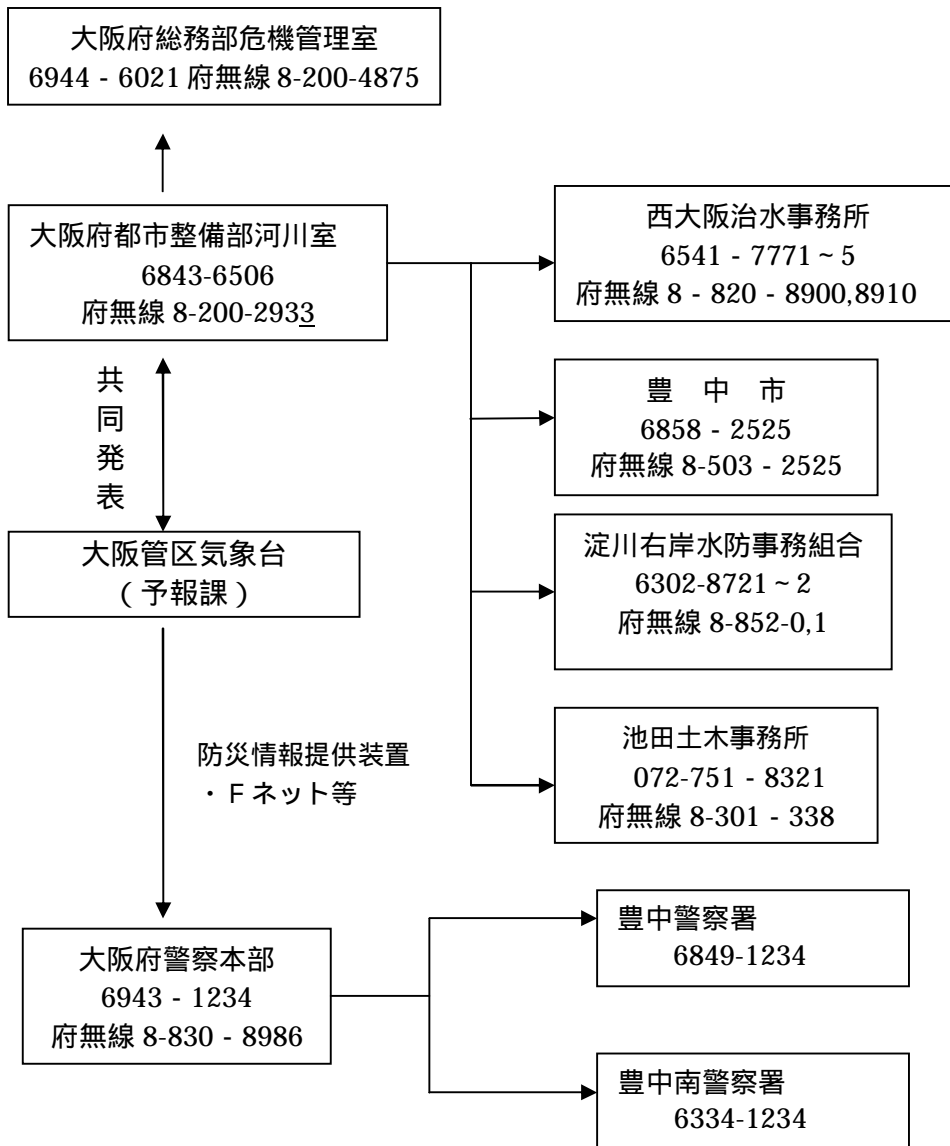
資料：地震応急 - 8 大阪管区气象台及び近畿地方建設局が共同して発表する淀川洪水予報等

【淀川及び猪名川洪水予報伝達系統図】



8 は豊中市の発信番号

【神崎川洪水予報の伝達系統図】



(3) 水防警報

水防法第16条に基づく国土交通省建設大臣が指定する河川において、洪水により災害が発生するおそれがある場合には、(近畿地方整備局長)は水防警報を発し、その警報事項は大阪府知事に通知される。

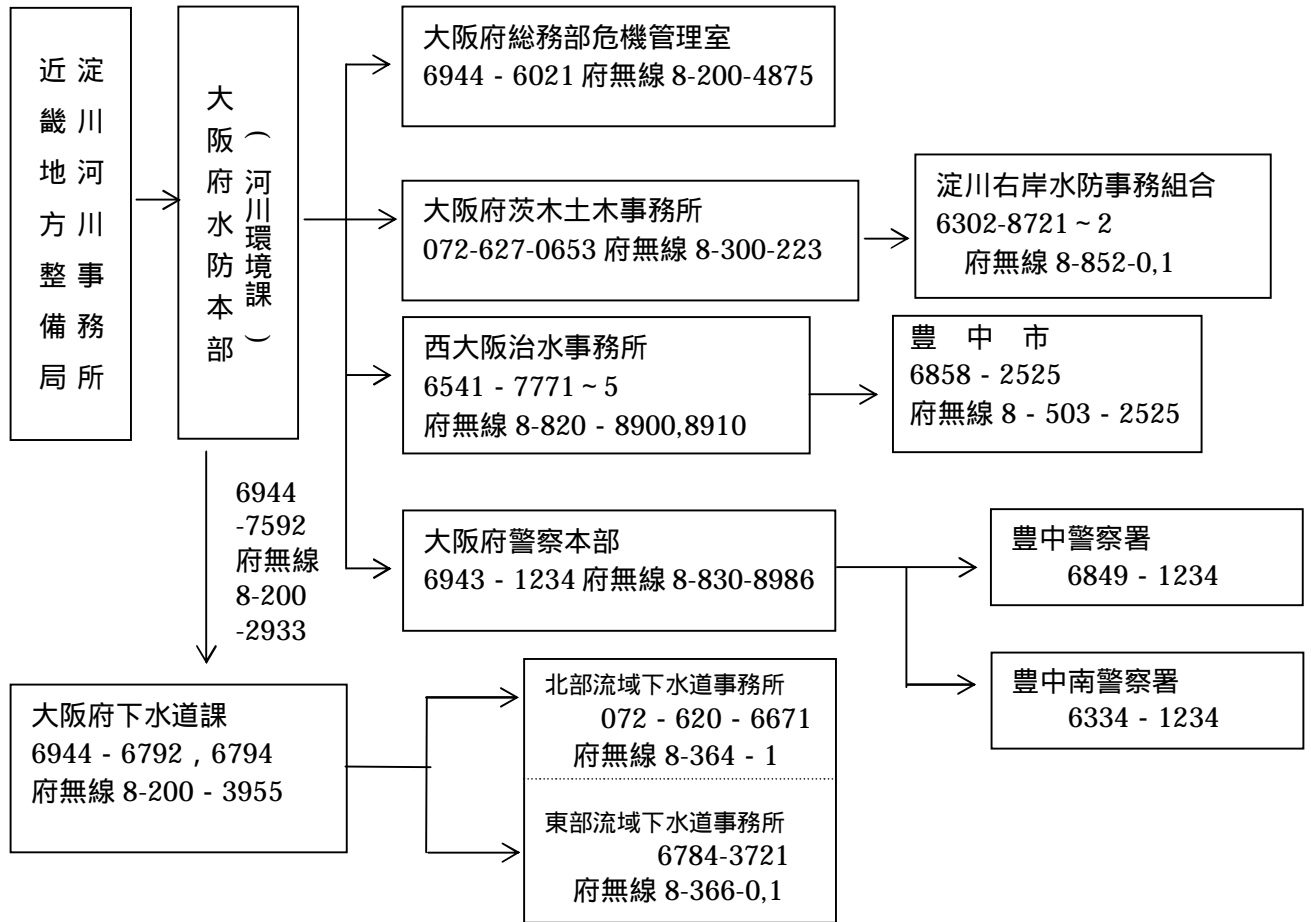
また、大阪府知事は、その受けた通知に係る事項を水防管理団体に通知することとなっており、本部においては直ちに関係機関及び各部に通知するものとする。

【水防警報の発令者】

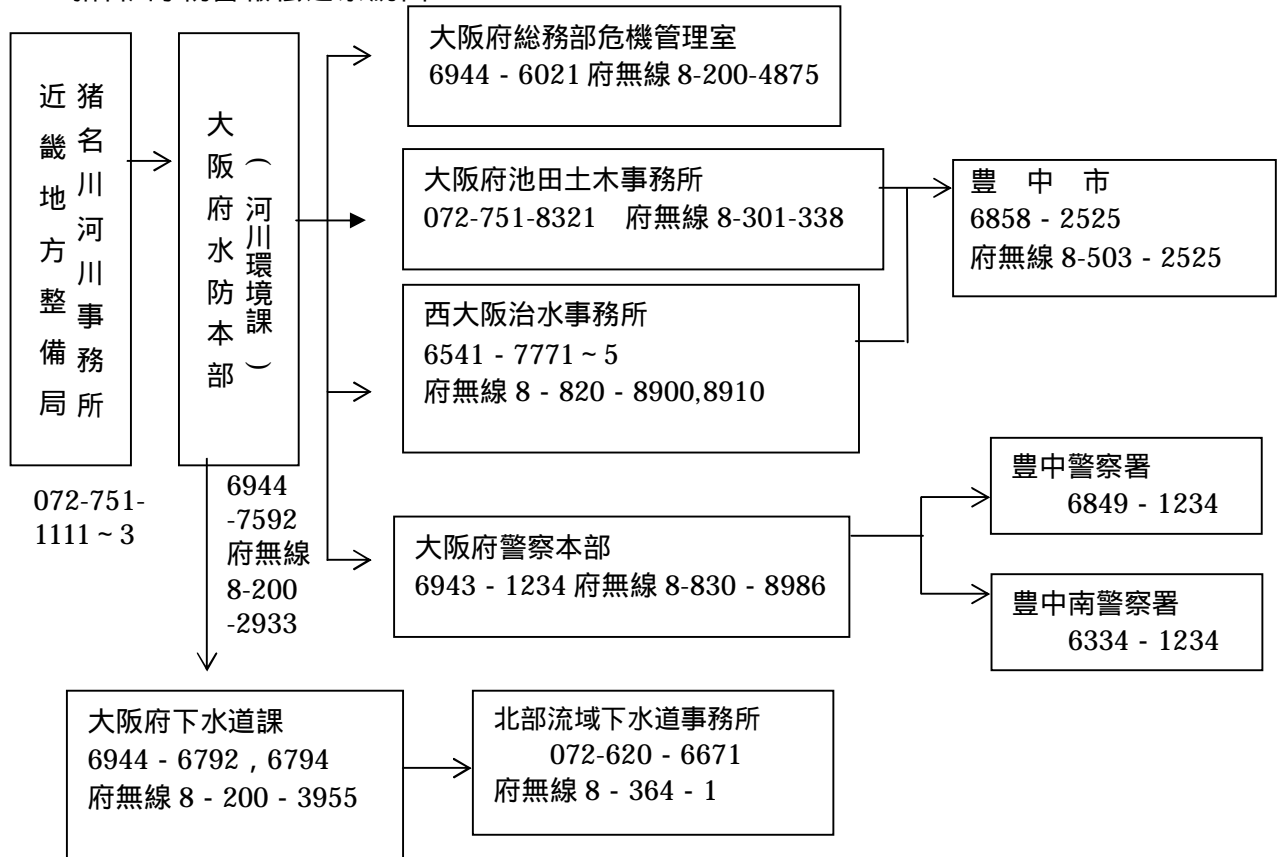
河川名	種類	水防警報発令者
猪名川	洪水区域	近畿地方整備局猪名川河川事務所長
淀川	洪水区域	近畿地方整備局淀川河川事務所長
神崎川	高潮区域	大阪府西大阪治水事務所

【近畿地方整備局が行う水防警報の伝達系統図】

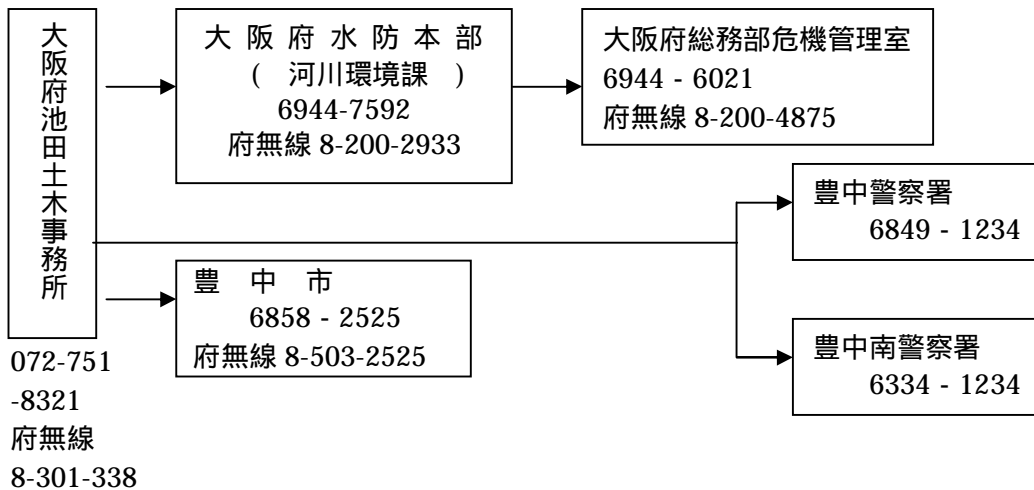
淀川水防警報伝達系統図



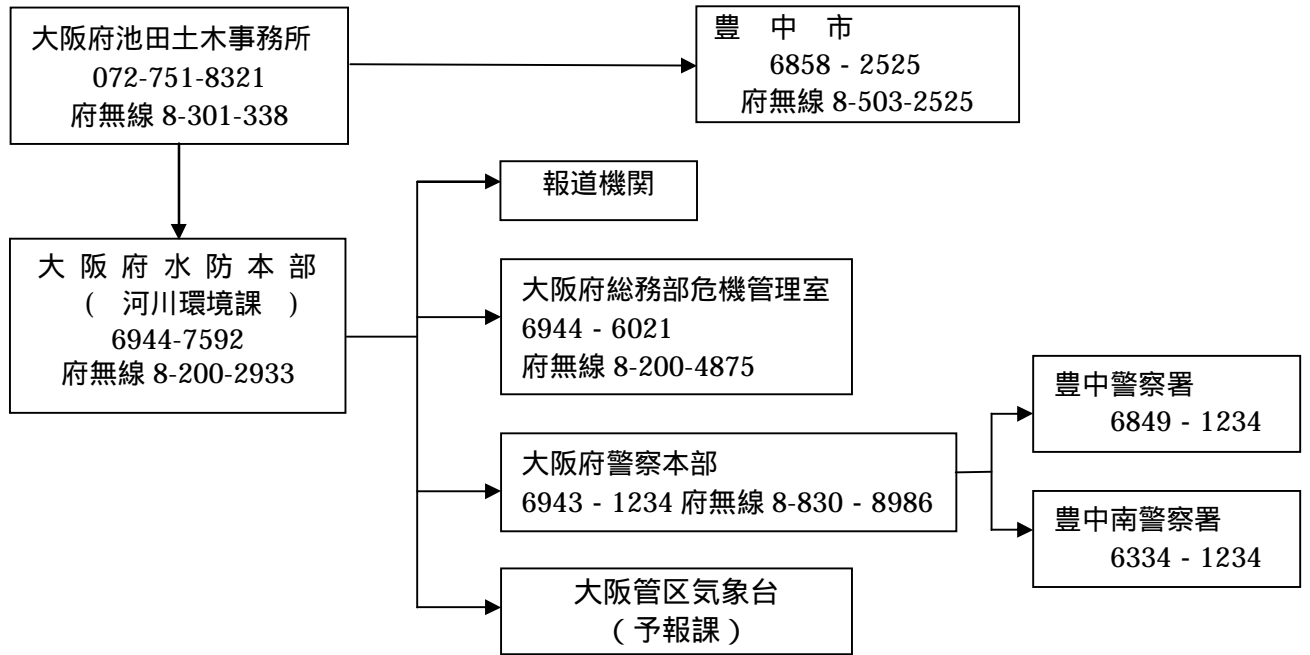
猪名川水防警報伝達系統図



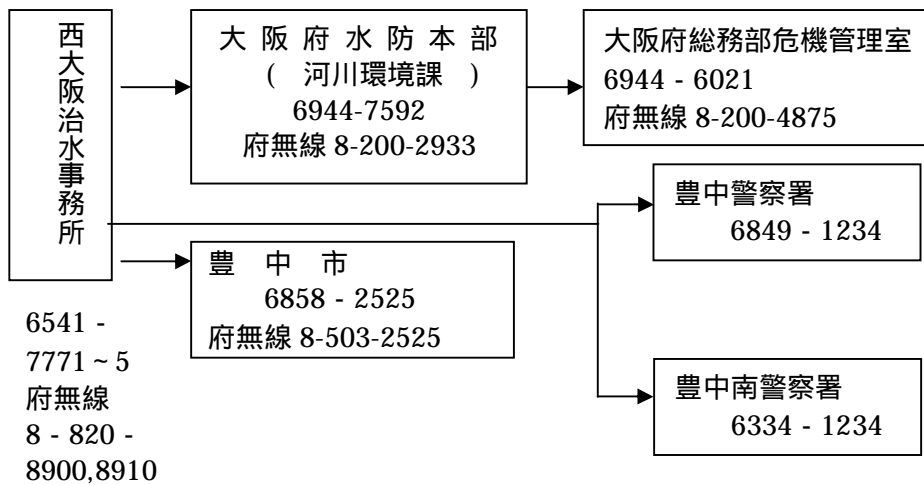
【大阪府池田土木事務所が行う水防警報の伝達系統図】



【大阪府池田土木事務所が行う特別警戒水位連絡系統図】



【大阪府西大阪治水事務所が行う神崎川水防警報の伝達系統図】



(4) 異常現象通報

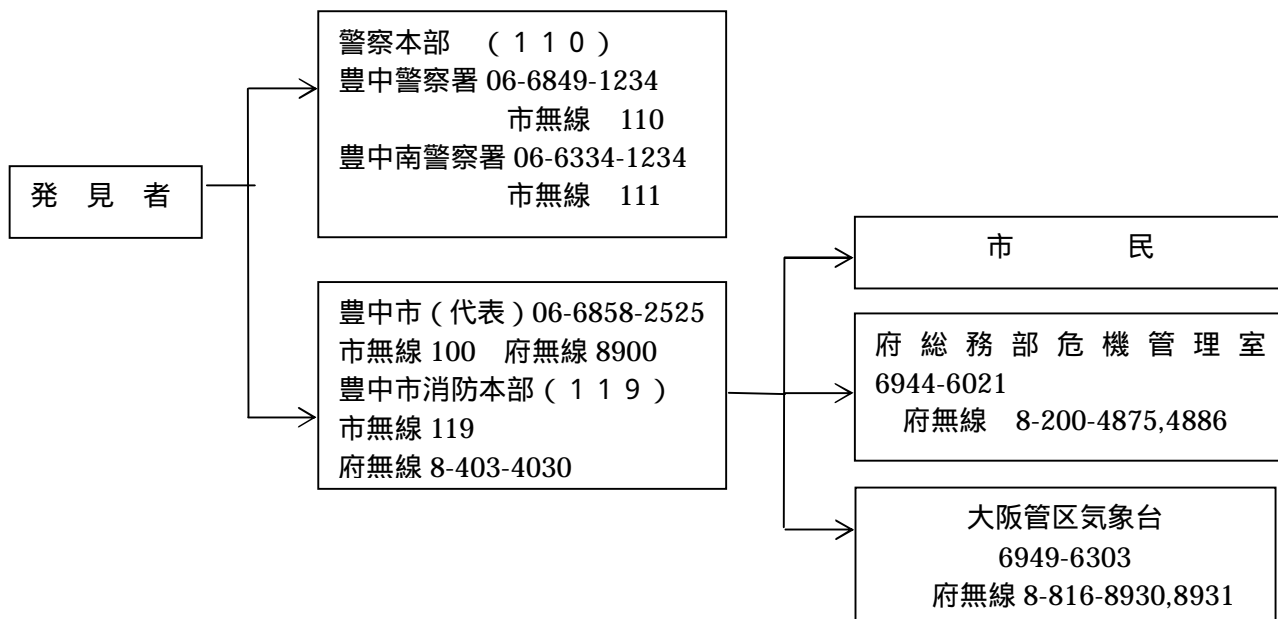
堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市職員、消防職員、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に報告し、また市長は必要に応じて大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

【異常現象の種類と内容】

気象	竜巻、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象	山くずれ、がけくずれ等
その他	堤防等に水漏れがある場合等

【異常現象発見時の連絡系統図】



8 は豊中市の発信番号

(5) ため池水位の通報

ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれのあることを認めたとときは直ちに市長に報告する。

報告を受けた市長は、府等へ報告するほか、必要に応じ豊中警察署、豊中南警察署等へ通報する。

大阪府北部農と緑の総合事務所	072-623-4322	府無線 8-300-8920 FAX300-8820
大阪府農政室	06-6944-6751	府無線 8-200-2774

8 は豊中市の発信番号

(6) 火災気象通報等

大阪管区気象台長は、消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂付近を除く）のいずれかで、最大風速（10 分間平均風速の最大値）が 10m/秒となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめることができる。

市長は、消防法第 22 条に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は市消防法施行規則に基づく火災警報発令基準に達し、必要があると判断されたときは火災警報を発令する。火災警報は、関係機関、報道機関、掲示板、広報車等によって市民に通報するものとする。

2 庁内の情報連絡

(1) 勤務時間内における連絡方法

- ア 気象予警報等の連絡は、警報及びその他重要なものについて行う。
- イ 各部への連絡は、水防部庶務隊が庁内放送、電話又は伝令で行う。
- ウ 電話又は伝令の場合は、各隊長に対して行う。ただし隊長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。
- エ 各隊内における連絡方法は、各隊部内において定める。

(2) 勤務時間外における連絡方法

職員は自らラジオ・テレビ・インターネット等によって気象情報等を収集し、緊急連絡網による出動指令に備える。

3 市民への連絡

(1) 連絡する情報

必要と認められる気象関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知するものとする。

(2) 市民に対する連絡方法

- ア 気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて市民に周知されるが、市長が必要と認めた情報等についても知事又は各報道機関に依頼して周知を図る。
- イ 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知する。
 - (ア) 広報車等の利用
 - (イ) 電話・口頭等による個別の通知

- (ウ) 自治会、町内会等の協力
- (エ) 防災行政無線同報系の利用
- (オ) 豊中・池田ケーブルネット、インターネット等の利用

4 府及び国への報告

被害状況の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 22 条に基づく災害報告要領（昭和 54 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等報告要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、基本的に府に対して行う。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

イ 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

ウ 措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

第2節 河川等の監視及び警戒活動

《基本的な考え方》

豪雨、暴風等によって生じる河川等の増水、台風による高潮、土砂災害について、迅速かつ的確な監視・警戒活動を行い被害発生 of 未然防止又は軽減を図る。

《対策の体系》

河川等の監視及び警戒活動	1 河川及びため池の監視及び警戒活動 2 宅地等の警戒活動 3 道路等の警戒活動 4 監視警戒活動
--------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
水防部河川隊	1 河川の監視・警戒活動に関すること
水防部浸水処理隊 北部調査班	1 ため池の監視・警戒活動に関すること
水防部宅地調査班	1 宅地等の警戒活動に関すること 2 急傾斜地の警戒活動に関すること
水防部道路隊	1 道路等の警戒活動に関すること 2 急傾斜地の警戒活動に関すること
消防部（消防団）	1 監視警戒活動に関すること

《対策の展開》

1 河川及びため池の監視及び警戒活動

(1) 水防本部員の出動

水防本部長は、水防警報が発せられた時は、水防要員及び消防機関を出動させ、ため池管理者の協力を得て警戒につかせるものとする。また、水防要員が出動しなければならない時期は、水防本部長が情勢判断の上、必要に応じてその都度指令する。

(2) 常時監視

ア 水防部長又は消防部長は、水防法第9条に基づき、河川、ため池、堤防に常時巡

視員を設け、随時市域内を巡視して、水防上危険であると認められた箇所があるときは、直ちに当該箇所の管理者及び水防本部長に連絡、報告し、必要な措置を求めなければならない。

イ ため池管理者は前記に準じ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、水防本部長に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

(3) 非常警戒

水防本部長は出動命令を出したときは、水防区域の監視員を増員し、監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側をよく巡回させ、特に次の状態に注意を促し、異常発見の報告のあった場合は直ちに府池田土木事務所長、府西大阪治水事務所、府北部農と緑の総合事務所長又は府農政室長及び府水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ

イ 表法の水当りの場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ 天端の亀裂又は沈下

エ 堤防の越水状況

オ 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉のしまり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。

キ 取水口の閉塞状況

ク 流入水及びその浮遊物の状態

ケ 余水吐及び放水路付近の状態

コ 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

(4) 水位の通報

水防本部長は気象等の状況により、国土交通省、大阪府土木テレメータ観測情報を監視するとともに、洪水又は高潮のおそれがあるとき、又は水防警報(第3段階出動)を受けた時は、監視員にその後の水位変動を監視させ、通報水位に達した時からただちに、次の各項により報告させるとともに状況により、府水防本部へ報告する。

ア 報告とその間隔

(ア) 警戒水位に達したとき

(イ) 特別警戒水位が設定される河川については、特別警戒水位に達したとき

(ウ) 危険水位に達したとき

(エ) 最高水位に達したとき

(オ) 最高水位を下まわったとき

(カ) 特別警戒水位が設定される河川については、特別警戒水位を下まわったとき

(キ) 警戒水位を下まわったとき

イ 河川量水標等の位置と水位

(7) 洪水区域

量水標の位置	設置者	通報水位	警戒水位	特別警戒水位	危険水位	堤防高
猪名川（池田市、小戸）	国交省	1.00m	2.50m	——	4.00m	7.9m
猪名川（尼崎市猪名川橋）	国交省	1.20m	2.70m	——	3.86m	7.4m
神崎川（安威川合流点から旧猪名川合流点）（三国、西大阪治水事務所神崎川出張所前）	大阪府	3.00m	3.80m	——	5.26m	6.51m
千里川（春日橋・新免ポンプ場裏）	大阪府	1.00m	2.00m	2.60m	3.20m	5.0m
天竺川・鬼川（天竺川橋）	大阪府	1.00m	2.00m	2.30m	2.85m	5.2m
高川（水路橋）	大阪府	0.75m	1.50m	1.55m	2.25m	4.5m
箕面川（箕面川橋）	大阪府	1.00m	2.50m	2.55m	3.00m	3.7m

は危険水位相当換算水位

参考 千里川（春日橋直下） 豊中市 第1通報 1.7m・第2通報 2.5m

・堤防高は、堤防高又はパラペット高で表示

・特別警戒水位が設定されたときはその水位を採用する

(1) 高潮区域

河川海岸名		区域	対象検潮所	水防警報発令基準
神崎川	左岸	海から 大阪市淀川区東三国地先（大吹橋下流端）まで	三国	潮位がOP+2.0mに達しなお著しく上昇のおそれがあるとき
	右岸	海から 吹田市南吹田地先（大吹橋下流端）まで		

ウ 報告

水位の報告は観測場所、日時、水位増減の傾向、見込等を電話その他で通報する。

エ 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなり水防解除を命じたときは、これを市民に周知するとともに、府池田土木事務所長、府西大阪治水事務所、府北部農と緑の総合事務所長又は府農政室長及び大阪府水防本部長等にその旨報告する。

(5) 水門、樋門、角落、排水口、えん堤の操作

ア 水門、樋門、角落、排水口、えん堤等の操作が完全に行われることが水防活動にとって重要なことである。したがってその操作は、適切な判断と細心の注意をもって、適当な時期に行うとともに、構造物の両袖又は底部からの漏水に特に注意し、漏水のあるときは、ただちに、関係方面に連絡して、適当な措置をとる。

イ 水門、樋門、角落、排水口、えん堤等の管理者は水位の変動を監視し、水防本部と緊密な連絡を行い、必要に応じてその操作を行う。

2 宅地等の警戒活動

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の警戒活動の基準

ア 第1次警戒体制

(ア) 当日雨量が100mmをこえた場合

(イ) 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日雨量が80mmをこえた場合

(ウ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日雨量が50mmをこえた場合

イ 第2次警戒体制

第1次警戒体制から、さらに時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めた場合

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の警戒活動の内容

ア 第1次警戒体制

(ア) 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

(イ) 地元自主防災組織等の活動を要請する。

(ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第2次警戒体制

(ア) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

(イ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。

資料：予防 - 6 急傾斜地崩壊危険箇所図

(3) 斜面判定土制度の活用

市は、大阪府砂防ボランティア協会が実施するパトロールに協力する。

(4) 情報交換の徹底

市、府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

3 道路等の警戒活動

道路等の冠水等の被害、橋梁被害、公園等の樹木倒壊など、被害状況の把握に努める。

4 監視警戒活動

消防部及び消防団は、状況に応じパトロール隊を編成し、次の監視警戒任務にあたる。

ア 河川、池の水位状況

イ 道路、橋梁、その他消防活動上関係のある場所の被害状況

ウ その他、風水害二次災害予防上必要と認められる事項

第3節 応急避難

第1 避難所の開設・避難者の受け入れ

《基本的な考え方》

気象警報等の発表又は台風の接近等により、警戒活動期に市民の避難が予想されるため、避難所の開設・避難者の受け入れ体制の確立を図る。

《対策の体系》

避難所の開設・応急収容	1 警戒活動期における避難所開設基準 2 避難者の受け入れ体制
-------------	------------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
水防部避難隊	1 避難所の開設及び受け入れに関すること

《対策の展開》

1 警戒活動期における避難所開設基準

- (1) 警戒活動期の初期においては、原則として警備員や管理者が配置されている24時間対応可能な公共施設を避難所として提供することとする。
- (2) 警戒活動期に避難準備情報を発令するに際しては、各河川管理者から提供を受けている浸水深等にもとづき2階以上の階を有する等避難所として有効な避難所を開設する。

ただし、避難者の受入れ場所は体育館等避難者が利用しやすい低層階部を一時避難場所として提供する。

資料：予防 - 19 洪水時避難施設一覧

- (3) 避難勧告、避難指示を発令するに際しては、河川の破堤等被害が予測されることから、浸水が予測される（浸水深50cm以下の区域は除く）区域外の避難所を開設する。
- (4) 警戒区域を設定し区域内の住民に避難勧告等が発令するに際しては、避難すべき避難所を具体的に示しておこなうこととし、当該避難所をあらかじめ開設する。

2 避難者の応急収容

(1) 市民の自主的な避難

水防本部が設置されるまでに市民が避難を求めてきた場合は、「自主避難対応基準」に基づき、前記1の(1)避難所を開設し収容するものとする。

なお、必要に応じて備蓄毛布を提供することとするが、食料の供給は原則として実施しないこととする。

(2) 警戒区域の設定及び避難勧告・指示に伴う避難

前記1の(3)(4)の避難所を開設して市民を収容するときは、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会、豊中市赤十字奉仕団、豊中市社会福祉協議会など地域住民組織と連携して避難誘導する。また、災害時要援護者の避難に十分配慮するとともに、災害時要援護者の避難については、病院等適切な施設への搬送を考慮する。

なお、備蓄物資の提供、食料の供給については、前記(1)に準じる。

第2 警戒区域の設定

《基本的な考え方》

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

《対策の体系》

警戒区域の設定	1 設定者 2 実施方法 3 警戒区域の解除
---------	------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 警戒区域の設定及び解除の決定に関する事
災害対策本部総括部 総括班 消防部 消防団	1 警戒区域の設定及び解除に関する事

《対策の展開》

1 設定者

実施責任者	内 容	根拠法規
市 長	住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
知 事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第 73 条
警 察 官	市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は 消防団員 警察官(消防吏員が 現場にいないとき)	市長の委任を受け、市長の職権を行う。	災害対策基本法 第 63 条
水 防 団 長 水 防 団 員 消防機関に属 する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する	水防法第 14 条

2 実施方法

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し本部長が発令するいとまのないときは、水防部長、消防部長が実施するものとする。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

- (2) 警戒区域を設定し当該区域からの退去を命じた者には、避難すべき避難所を示して保護することとする。
- (3) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (4) 警戒区域の設定に必要な措置は、水防部、消防部が連携し、警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様にして速やかに警戒区域の解除を周知する。

第3 避難準備情報

《基本的な考え方》

災害が発生するおそれがあることから避難準備情報を発令する場合には、災害対策本部(水防本部要員は水防本部体制時の活動を継続する)各隊及び防災関係機関は相互に連携し情報の伝達や避難所の開設等必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

避難準備情報の発令	1 河川の水位、降雨情報の分析 2 避難準備情報伝達区域の決定 3 避難準備情報の伝達 4 避難所の開設・受け入れ
-----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長(市長)	1 避難準備情報の発令及び解除並びに発令区域の決定に関すること
災害対策本部	1 避難所開設準備に関すること
消防部(消防団)	1 避難誘導に関すること 2 避難準備情報伝達に関すること
災害対策本部 総括部総括班	1 府等への避難準備情報及び対象地域に係る通知に関すること 2 避難準備情報伝達に関すること

水防本部要員は水防本部体制時の活動を継続すること。

《対策の展開》

1 避難準備情報

災害が発生するおそれのある地域住民に対する避難準備情報の発令は、原則として次の基準及び内容により市長が行うものとするが、時間的余裕があるときは消防部及び警察官等の協力を得て調査し実施する。

【避難準備情報】

区 分	基 準 及 び 内 容 等
条 件	河川の水位が特別警戒水位に達し且つ今後1時間に40mm以上の降雨が予測されるとき、及び災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施することが予想される場合
伝達内容	避難準備情報発令者、発令地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品 避難方法
伝達方法	サイレン、広報車による伝達、自治会等の応援による伝達、戸別訪問による伝達、広範囲にわたる場合等必要に応じて報道機関等に要請する

洪水予報河川の場合、特別警戒水位を危険水位に読み替える。

第4 避難勧告・指示と誘導

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域における住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難の勧告・指示・誘導等、必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

避難の勧告・指示と誘導	1 避難の勧告及び指示 2 避難指示等の方法 3 避難誘導 4 優先避難
-------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 避難の勧告・指示及び解除の決定に関する事
災害対策本部避難部各班 消防部（消防団）	1 避難所開設準備に関する事 2 避難準備情報伝達に関する事 3 避難誘導に関する事
災害対策本部総括部総括班	1 府等への避難の勧告・指示に係る通知に関する事
災害対策本部総括部	1 避難準備情報伝達に関する事

《対策の展開》

1 避難の勧告及び指示

危険区域の住民に対する避難のための立ち退きの勧告又は指示は、原則として次の基準及び内容により市長が行うものとするが、時間的余裕があるときは消防部及び警察官等の協力を得て調査し実施する。

【避難勧告】

条 件	河川の水位が計画高水位に達し且つ今後 1 時間以内に 40 mm 以上の降雨が予測される時及び当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	勧告者、勧告すべき事由、避難先、避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難準備勧告の伝達方法によるが、必要に応じ個別に口頭伝達を行う 避難が広範囲にわたる場合等必要に応じて報道機関等に要請する

【避難指示】

条 件	状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	指示者、指示すべき事由、避難先、避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難指示の伝達方法に加えて、警察官の協力を要請し避難を拒否するものに避難を指示する。

国等で避難勧告等の判断基準マニュアル等が制定された場合はその基準による。

【勧告又は指示の発令】

実施責任者	勧告・指示の内容	根拠法規
市長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する	災害対策基本法第60条
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代って行う	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第29条
警察官	市長による避難の指示ができないと認められるとき又は市長から要請があったときは、避難のための立ち退きを指示する	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り避難等の措置を講ずる	自衛隊法第94条
水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第29条

2 避難指示等の方法

(1) 指示等の流れ

ア 避難準備情報・避難の勧告又は指示を適正に発令するため、収集した情報を総合的に把握・確認する水防本部会議又は緊急対策会議を開催する。

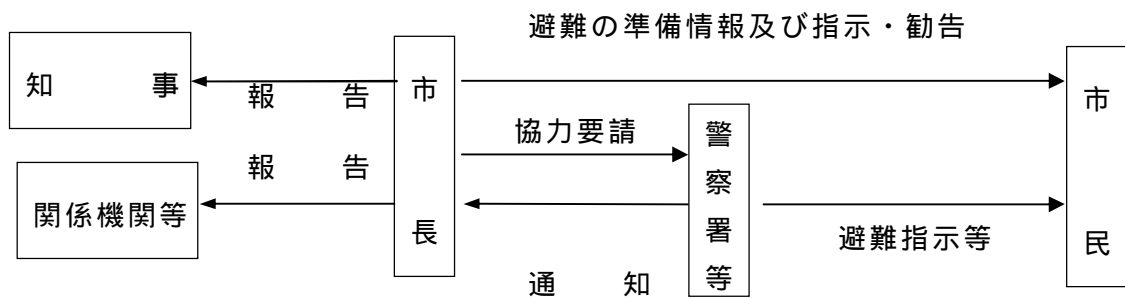
イ 会議の結果、市内の広域にわたり避難準備情報または勧告、指示を発令する場合は、すみやかに災害対策本部体制に切り替えるとともに、必要な職員を召集、確保し避難所の開設、広報等の体制を整える。

緊急時は、市長の指示により、避難準備情報、避難勧告を発令し、速やかに本部員に報告するものとする。

ウ 避難の勧告又は指示を発令した場合は、速やかに府に報告する。

エ 避難の必要がなくなった場合には、避難者にその旨を伝達するとともに、府等の関係機関に連絡する。

【勧告・指示の流れ】



(2) 避難準備情報

市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、避難準備の指示を行うが、その指示文は次のとおりとする。

平成 年（ 年 ） 月 日
 月 日 時 豊中市災害対策本部避難準備情報
 のため 地区は被災のおそれがあるので、ただちに
 貴重品、当座の必要品等をまとめて避難の準備をして下さい。
 なお、老人、傷病者、障害者、子供、妊産婦は早めに避難
 してください。

(3) 避難勧告又は指示

市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、住民の生命、身体、財産を保護するため住民を安全な地域に避難させる。その避難勧告文及び避難指示文は次のとおりとする。

平成 年（ 年 ） 月 日
 月 日 時 豊中市災害対策本部避難勧告（又は避難指示）
 のため 地区は被災のおそれがあるので、ただちに
 （避難場所、施設）へ避難してください。避難につい
 ては避難誘導員の指示に従って下さい。

(4) 水防信号

水防法第 20 条に基づき、水防に用いる信号は別表のとおりとする。

資料：風水害 - 9 水防信号設置施設一覧表

3 避難誘導

(1) 避難者の誘導については警察官等の協力を得て、被災の大きい地域及び避難所より遠隔な地域から誘導を始め、自治会、町内会等を単位として市職員等を配備し、誘導

補助員として自主防災組織、赤十字奉仕団（分団）、自治会、町内会等の協力により避難者の誘導にあたる。

(2) 大規模の移送方法

被災地が広域にわたり、避難者を他の地域に大規模移送する必要があるときは、府に応援を要請する。

この場合、事態が急迫し知事に要請するいとまがないときは、隣接市町長又は警察署、関係機関と連絡をとり実施する。

(3) 携行品の制限

避難誘導者は避難立ち退きにあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて誘導する。

4 優先避難

避難させるときは、高齢者、障害者、傷病者、子供、妊産婦等を優先的に避難させる。

別表 【水防信号】

種 別	サイレン信号					
第1信号	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
	-	休止	-	休止	-	休止
第2信号	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
	-	休止	-	休止	-	休止
第3信号	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
	-	休止	-	休止	-	休止
第4信号	約1分	約5秒	約1分	約5秒		
	-	休止	-	休止		

・第1信号：河川では量水標が警戒水位に、海洋では台風襲来時の危険風向の危険風速が秒速20m程度に達し、洪水、高潮のおそれがあることを知らせるもの。

・第2信号：水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

・第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。

・第4信号：必要と認める区域内の居住者に、避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

（備考）1. 信号は適宜の時間継続すること。

2. 危険が去ったときは、広報車その他の機関により周知させるものとする。